

平成26年度第3回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成27年2月5日(木) 13:30~14:30

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階2号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 15名

(佐藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、鈴木委員、
吉田委員、守本委員、永田委員、黒坂委員、小泉委員、藤田委員、
浅井委員、齊藤委員、本間委員)

5 傍聴者 1名

6 議 題

(1) 前回答申の処理状況

(2) 諮問事項の審議

私立小学校の収容定員に係る学則変更認可について	(1件)
私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について	(2件)
私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増)認可について	(10件)
私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員減)認可について	(3件)
学校法人の解散認可について	(1件)
私立専修学校の廃止認可について	(1件)
学校法人の解散認可について	(1件)
私立専修学校の課程の廃止認可について	(1件)

(3) 報告事項

子ども・子育て支援新制度実施に伴う道内私立幼稚園の動向

(4) その他

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、山崎委員、藤田委員を議事録署名人に指名した。

はじめに、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明し、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立小学校の収容定員に係る学則変更認可について

札幌三育学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1462号(1))について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料の1ページについてご説明いたします。この案件は、少人数教育など特色ある教育を求める保護者が増えていることに対応するとともに、学校運営の安定化や教育環境・教育内容の一層の充実を図るため、学校法人三育学院が設置する札幌三育小学校の収容定員の増員に係る学則変更の認可申請があったものです。変更の時期は平成

27年4月1日を予定しております。

変更の内容ですが、現在各学年5人の収容定員を5人ずつ増員して各学年10人とし、6学年の合計では30人の収容定員を60人へと30人増員するものです。

なお、これは認可事項ではございませんが、札幌三育小学校では、現行では2学年で1学級の複式3学級編成とし、1学級の人数は10名となっておりますが、今回の収容定員の増員に併わせ、3年生から6年生までの中学年、高学年は2学年で1学級とし、1学級20人編成と変更いたしますが、1年生、2年生の低学年については、よりきめ細やかな教育活動を行うため、1学級の人数をこれまでどおりの10人で編成し、1年生、2年生単一の学年で1学級とすることとしています。

この結果、学級総数が3学級から4学級へと1学級増となる予定です。今回の学則変更に当たりまして、教職員数、校舎や運動場、体育館等の施設設備、校具・教具等について確認したところ、基準上の支障はありません。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について

初めに、クラーク記念国際高等学校の収容定員等に係る学則変更認可（諮問番号第1462号(2)）について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料の2ページ並びに3ページをご覧ください。この案件は、学校法人創志学園が設置する通信制高校でありますクラーク記念国際高等学校が、生徒の多様なニーズに応えるために、収容定員の学科間の変更、通信教育を行う区域の変更及び面接指導等実施施設の追加などを行おうとするものです。変更の時期は、平成27年4月1日を予定しております。

資料2ページの「7 変更の内容」をご覧ください。まず(1)学科間の収容定員変更です。大学等への進学希望の高まりによりまして、普通科を希望する生徒が増えていることから、既存の総収容定員数の枠内で、国際学科と情報科学科の定員を減とし、普通科の定員を増員しようとするものです。

次に、(2)通信教育を行う区域の変更です。現在、クラーク記念国際高等学校の教育区域は、全国で36都道府県となっておりますが、これらの教育区域となっている都府県の近隣の県に在住している生徒や保護者などから、クラーク記念国際高等学校に入学したい等の問い合わせが多く、また近隣の県からであれば教育区域内に設置している面接指導等実施施設へ通学できる範囲内であると判断されることから、記載の3県、山形県、滋賀県及び島根県を教育区域として追加しようとするものです。

北海道の審査基準におきましては、「他の都府県を教育区域に加えようとする場合にあっては、当該都府県及び都府県教育委員会の意見を聴き、これを尊重するものであること」と規定しておりますことから、この3県に事前に意見照会を行いましたところ、「支障はない」あるいは「現状等に照らしやむを得ない」等の回答をいただいております。

続きまして、(3)面接指導等実施施設の追加、移転、削除についてです。通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導への参加及び学力試験により、所定の単位が認定され、卒業が認められるのですが、文部科学省令の高等学校通信教育規程により、面接指導等の教育は、学校本校以外にも、協力校という位置付けで他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらに、他の学校等として大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設を利

用することも認められているところです。

現在、クラーク記念国際高等学校における面接指導及び試験等については、深川市にある本校をはじめ、協力校10校、そして他の学校等として大学1校、専門学校16校、及び指定技能教育施設等46カ所において行っていますが、この度、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場として、新たに7つの施設を追加しようとするものです。

追加する施設は、(3)のアにあるとおり、愛媛県のIPU環太平洋大学短期大学部、東京都の武蔵野学芸専門学校など専門学校4校、神奈川県教育委員会から技能教育施設としての指定を受けている横浜健育高等学院など技能教育施設2施設です。

このほか、イにあるとおり、クラーク高等学院札幌校白石キャンパスなど4つの技能教育施設が施設充実のため移転することに伴い、面接指導等実施施設も併せて移転しようとしております。このイの中の③クラーク高等学院広島校ですが、3月下旬までに施設の移転について認可庁である広島県教委から認可される予定となっております。

また、ウのところですが、こちらは施設の削除でございますが、①～⑥の6施設については、指定技能教育施設として廃止されたことなどの理由により、面接指導等実施施設から削除しようとするものです。⑦のタラデザイン専門学校については、専門学校として認可されているほか、これまで技能教育施設としても認可されていたため、クラーク記念国際高等学校では技能教育施設である当該施設と施設利用の協定を結び、面接指導を実施しておりましたが、今般技能教育施設としては廃止する予定となっているため学則から削除し、新たに専門学校として当該タラデザイン専門学校と施設利用の協定を結び、面接指導を実施しようとするものです。

従いまして、同一の施設ではありますが、面接指導等実施施設の区分を変更するため専門学校として施設の追加アの⑤と技能教育施設としての施設の削除ウの⑦を同時に行うものです。

変更の内容の最後ですが(4)教育課程等に関する規定整備などです。①は学習指導に関する規定を、3ページに新旧対照表を載せておりますが、そちらの24条のとおり、様々なメディアを利用した学習指導を行うことができるよう整備するものです。また、第26条単位の修得に関する規程を4項目追加しています。これら追加している内容ですが、高等学校学習指導要領や学校教育法施行規則に規定されている内容であり、特に支障はありません。②は教育課程表の改訂ですが、生徒の授業選択の自由を広げるため、選択必修科目に工芸Ⅰを追加することなどの変更を行っています。

変更の内容は以上でございます。面接指導施設の追加・移転につきましては、各施設とも教育に必要な施設設備は整っております。

なお、本案件のうち、収容定員の変更及び通信教育を行う区域の拡大については、学校教育法第54条第3項の規定により、あらかじめ文部科学大臣に届ける必要がございます。

本日、ご審議いただきまして、ご了解いただけた場合の認可についてですが、文部科学大臣に届出を行い受理され、また、先ほど申し上げたとおりクラーク高等学院広島校の移転が広島県教育委員会から認可されたことを確認後に認可する手順となりますことを申し添えます。説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について

次に、星槎国際高等学校の収容定員等に係る学則変更認可(諮問番号第1462号

(3)) について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料の4ページをご覧ください。この案件は、学校法人国際学園が設置する通信制高校であります星槎国際高等学校が生徒の学習環境の充実を図るため、面接指導等実施施設の追加等を行おうとするものです。変更の時期は、平成27年4月1日を予定しております。

資料の「7 変更の内容」をご覧ください。現在、星槎国際高等学校は、芦別市の本校をはじめ、学習センター17カ所、協力校1校、技能教育施設などその他教育施設9カ所において、面接指導等を実施しているところですが、今般新たに、湘南及び名古屋学習センターを開設することとしています。

湘南学習センターは周辺に広いグラウンド等を備え、また自然豊かな環境にあります。このような環境を生かし、体育活動を中心に据えた学習センターとして学習活動を行い、心身の発達にに応じて、特別な教育的配慮を必要とする生徒の教育環境を一層充実させようとするものです。

なお、通学について、最寄りのJR駅からスクールバスを運行するなど、配慮しています。

湘南学習センターは、現在建物を建設中でありまして、1月29日に事務局2名で現地を訪れ、周辺環境及び設備等を調査してまいりました。学校関係者から、認可関係書類に基づき説明を受け、周辺環境や建設中の建物、設備の整備状況等について確認を行い、建物については、外壁及び内装が一部工事中ではありましたが、2月中に完成し、完成検査を経て、3月初旬までには引き渡しを受けることを確認しています。

設備等についてですが、建物が工事中のため一部教具について運び入れを控えているものや未整備のものがありましたが、これらについても、発注の状況、準備済みの備品の保管状況等を確認してまいりまして、学習センターが開設される4月1日までに必要な校具・教具等が申請どおり整備されるよう準備が進んでいることを確認してまいりました。また、周辺の環境については、各種法令の基準に適合しています。現地調査を行った結果、面接指導等実施施設として適切であると判断しております。

また、名古屋学習センターですが、東海地区には既に静岡県に浜松学習センターがありますが、当該施設に通う生徒のうち約半数が名古屋近辺からの生徒であることを踏まえ、これらの生徒の利便性等を考慮し、新たに名古屋学習センターを開設しようとするものです。

名古屋学習センターは、今年度まで愛知県教育委員会認可の指定技能教育施設であり、周辺環境、施設設備等について支障ありません。

次の(2)学習センターの廃止ですが、現在在籍する生徒がいないことから当別学習センターを廃止しようとするものです。

石狩圏には札幌市内に札幌学習センターがあります。また当別町近辺の在籍生徒に確認したところ、全員が当別ではなく札幌学習センターへの通学を希望しているとのことであり、当別学習センター廃止による影響はないものと考えられます。変更の内容は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増)認可について

清明幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1462号(4))から、音更大谷幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1462号(13))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員の増に係る園則変更認可に関する諮問案件について、ご説明いたします。資料は5ページと6ページとなっています。案件説明に先立ちまして、私立幼稚園の収容定員の変更に係る審査基準について、説明させていただきます。

これまで、道では、定員審査に当たり、幼稚園設置基準等の国が定める教職員組織体制や施設及び設備の基準のほか、道独自基準として、適正配置の観点から、地域における収容見込み幼児数などについての一定の基準を設けて審査を行ってきておりましたが、子ども・子育て支援新制度の実施を見据えて、この道独自基準について、昨年4月に見直しを行ったところです。

この子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法及びその関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度で、平成27年4月、本年4月にスタートすることとなっております。

新制度の実施主体は、市町村となり、すべての市町村において地域の教育や保育のニーズを把握して、供給計画を策定することとなるほか、施設運営に係る公的助成については、私立幼稚園についても、申し出をしない限り、道からの「私学助成」ではなく、市町村から「施設型給付」を受けるようになり、この施設型給付は、都道府県が認可した私立幼稚園の認可定員の範囲内で、市町村が利用定員を定め、利用実績に応じて園に支払いをすることとなります。

こうした制度変更に伴い、本道においても、市町村が既存の私立幼稚園の協力の下、地域ニーズに対応した計画策定が可能となるよう、地域における収容見込み幼児数に関する道独自基準を廃止することとし、幼稚園設置基準等の国が定める教職員組織体制や、施設及び設備の基準遵守及び幼稚園の適正運営という基準を満たすことのみを要件としました。

この審査基準の改正を受け、各法人において検討いただいた結果、前回、11月の本審議会で、幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可申請を22件諮問させていただいたところですが、今回、学校法人の理事会の開催時期などの関係で11月に間に合わなかった案件として新たに10件の申請がありましたので、資料に基づき、ご説明いたします。

変更内容についてであります。5ページ、諮問番号第1462号の(4)札幌市にあります清明幼稚園は40名の増、(5)の丘珠幼稚園は30名、(6)江別大谷幼稚園は15名、(7)函館ちとせ幼稚園は20名、(8)函館ひかり幼稚園は30名、6ページの(9)ききょう幼稚園は30名、(10)滝川幼稚園は20名、(11)名寄カトリック幼稚園は20名、(12)はくちょう幼稚園は40名、(13)音更大谷幼稚園は20名、以上、10園が現行定員2,105名を2,370名に変更するものであり、全体で265名の定員増となっております。

定員変更の理由についてですが、各園とも「地域における入園希望幼児数の増加に対応するため」ということです。

なお、いずれの幼稚園も、教職員、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしております。

変更時期は、いずれも平成27年4月1日となっております。

以上、諮問番号第1462号(4)から(13)までを一括して説明させていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更（定員減）認可について

若葉幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1462号（14））から芦別みどり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1462号（16））について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可に関する諮問案件について説明させていただきます。資料は7ページとなります。

幼稚園の収容定員の減につきましては、毎年、恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園を設置する法人に対し、道から適正定員についての検討をお願いしており、各法人において検討いただいた結果、前回、11月の本審議会で、幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可申請を15件諮問させていただいたところですが、今回、学校法人の理事会の開催時期などの関係で11月の諮問に間に合わなかった案件として、新たに3件の申請がありましたので、資料に基づき、ご説明いたします。

諮問番号第1462号（14）江別市の若葉幼稚園は100名から70名へと30名の減。（15）函館市の函館白百合学園幼稚園は240名から170名へと70名の減。（16）芦別市の芦別みどり幼稚園は210名から180名へと30名の減を行うものです。

変更の理由についてであります。が、（14）の若葉幼稚園については「認定こども園移行のため」としております。同園では、幼稚園型認定こども園として、平成27年4月より幼稚園舎の余裕スペースを活用し、認可外保育施設を併設運営することを予定しており、この認可外保育施設の園児の受け入れを想定して、定員減を行うものです。（15）の函館白百合学園幼稚園、（16）の芦別みどり幼稚園は「地域における就園見込み幼児数の減少のため」としております。

3園の合計でいいますと定員550名を420名に変更するものであり、全体で130名の定員減となっております。

なお、いずれの幼稚園につきましても、教職員数、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしており、過去3年間の各園の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考えております。

また、今回の定員減に対する影響についてであります。が、該当する市における私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっております。

変更時期は、いずれも平成27年4月1日となっております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

(6) 学校法人の解散認可について

学校法人津別大谷学園の解散認可（諮問番号第1462号（17））について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料8ページをご覧ください。諮問番号1462号（17）学校法人津別大谷学園の解散認可につきまして、説明させていただきます。

今回諮問する案件につきましては、前回、11月の本審議会におきまして、認可可と答申を受けました幼稚園の廃止認可申請のうち、津別青葉幼稚園1園のみを設置する学校法人津別大谷学園から、当該幼稚園の廃止に伴い、幼稚園の廃止と同じく平成27年3月31日をもって学校法人を解散するとして解散認可申請があったものです。

解散に伴い、残余財産が発生した場合は、当該法人の寄附行為に基づき地方公共団

体、学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させることとしており、解散後、4月以降に清算事務を行うこととしております。清算が終了しましたら、本審議会に報告させていただくこととしております。

以上、学校法人の解散認可について、ご審議お願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(7) 私立専修学校の廃止認可及び学校法人の解散認可について

北海道造形デザイン専門学校の廃止認可（諮問番号第1462号（18））及び学校法人栗谷川学園の解散認可（諮問番号第1462号（19））について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

私立専修学校の廃止認可1件及び学校法人の解散認可1件につきまして、一括してご説明いたします。

まず、資料9ページ、諮問番号第1462号の（18）をご覧ください。学校法人栗谷川学園が札幌市に設置する北海道造形デザイン専門学校の廃止認可についてです。

年々、当該学校が求めるデザインに対する意欲・情熱を持った学生が少なくなり、学校運営の継続が困難となったため、在籍生徒の卒業後に学校を廃止したいとして申請があったものです。

生徒については、すでに募集を停止しているため、在校生は2年生のみであり、全員、3月に卒業する予定となっております。

教職員については、平成27年3月に、全員、退職予定となっております。

また、当該専修学校の廃止と併せて、学校法人栗谷川学園の解散認可申請が提出されておりますので、指導要録等については、北海道で保管することとしております。

次に、学校法人の解散認可についてであります。資料10ページ、諮問番号第1462号の（19）をご覧ください。

北海道造形デザイン専門学校を設置する学校法人栗谷川学園から、当該専門学校の廃止に伴い、学校法人を解散するとして解散認可申請があったものです。

解散に伴う残余財産については、寄附行為に基づき処分することとしており、解散後、清算事務を行うこととしております。清算が終了しましたら、本審議会に報告させていただくこととしております。

以上、私立専修学校の廃止認可及び学校法人の解散認可につきまして、ご審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(8) 私立専修学校の課程の廃止認可について

北海道文化服装専門学校に係る課程の廃止認可（諮問番号第1462号（20））について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料11ページ、諮問番号第1462号の（20）をご覧ください。

学校法人谷内学園が札幌市に設置する北海道文化服装専門学校の課程の廃止認可についてですが、当該校は、服飾・家政分野の専門課程に、ファッションクリエイト学科及びファッション研究科の2学科と高等課程に服装科の1学科を設置しておりますが、少子化により生徒の確保が困難となったことから、高等課程服装科の廃止の申請があったものです。

廃止される学科の生徒については、平成23年3月に全員卒業していますので、在籍生徒はありません。

当該学科の教員については、平成23年3月に退職しております。

指導要録等については、北海道文化服装専門学校で保管することとなっております。

以上、私立専修学校の課程の廃止認可につきまして、ご審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

8 報告事項

資料3に基づき、子ども・子育て支援新制度実施に伴う道内私立幼稚園の動向について、事務局から報告を行った。

9 閉会

以上をもって、平成26年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。